

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

うるま市長 中村 正人

市町村名 (市町村コード)	うるま市 (472131)
地域名 (地域内農業集落名)	伊計地区 (伊計)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・伊計地区は、さとうきび、甘しょ、麦や葉タバコを中心とした農業が行われている。
- ・伊計島の大部分が土地改良区となっており、農業が盛んな地域である。
- ・遊休農地が少ないことも特徴である。
- ・貯水池を活用した農業用水の確保が難しい状況であり、貯水池の補修や再整備が必要である。
- ・高齢化による担い手不足や後継者不足が懸念される。
- ・トラクターなどが通る農道で、観光客などの車がスピードを出して通るので危険である。
- ・防風林のネットが切れて畑に入ってくるので、防風林の管理が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・伊計地区は、さとうきび、甘しょ、**麦や葉タバコ**を中心とする。
- ・連作障害を防ぐため、さとうきび、甘しょ等の複合化に取り組む。
- ・生産だけでなく、加工・販売も一貫して手掛けて所得増を目指す。
- ・就農希望者への助言や後継者育成を推進する。
- ・耕作放棄地等については、再生事業や中間管理機構を活用する。
- ・水路や農道の草刈り清掃に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良区域内及びかんがい施設受益地、多面的機能交付金対象地、基盤整備事業対象地に含まれる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、農業を担う者へ集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業の活用を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
かんがい排水施設の補修、整備について、農業者は事業の実施に向けて協力する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
伊計地区で営農している担い手を中心に育成し、地区外からの参入者については検討を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAおきなわ中部地区さとうきび対策室において、さとうきび生産者から収穫機械の作業、さとうきびの植付作業の委託を受託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・防風林のネットが切れて畑に入ってくるので、防風林の管理が必要である。